



府食第669号

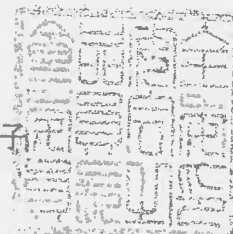
平成23年8月11日

厚生労働大臣

細川 律夫 殿

食品安全委員会

委員長 小泉 直子



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときについて (回答)

平成23年8月9日付け厚生労働省発食安0809第2号により貴省から当委員会に対し
意見を求められた事項については、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第11条第
1項第1号に該当すると認められる。